公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

令和元年９月19日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　小林　　稔

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　案件名　国道32号高知橋耐震補強外工事（電子契約対象案件）国道32号高知橋耐震補強外工事に係る技術協力業務（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　高知県高知市駅前町からはりまや三丁目地内

⑷　内容

１）国道32号高知橋耐震補強外工事に係る技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）

①技術協力業務　一式

②予定工期　令和２年３月31日まで

③本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

２）国道32号高知橋耐震補強外工事（以下「建設工事」という。）

①優先交渉権が与えられる工事内容

橋梁支承工　一式
橋脚補強工　一式
橋梁附属物工　一式
橋梁補修工　一式
現場塗装工　一式
仮設工　一式

②予定工期　令和７年２月28日まで

⑸　工事の実施形態

１）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の委託契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で工事価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する。なお、本建設工事に係る契約締結は、必要な予算が確保された場合とする。

２）本案件は、技術提案書を提出したものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

３）本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術協力業務に関する参考見積書を含む）（以下「技術資料」という。）の提出等を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

４）本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

５）本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

７）本案件は、工事関連データの提供を行う試行案件である。

８）本建設工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日（４週８休以上）に取り組む旨を協議した上で、工事を実施する週休２日試行工事（発注者指定方式）である。

なお、発注者が積極的に支援を行い、週休２日（４週８休以上）の達成を目指す「重点モデル工事」である。

９）本建設工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正をおこなう試行工事である。

10）本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、優先交渉権者決定後に発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⒀までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⒀までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和元年９月19日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「国道32号高知橋耐震補強外工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成31・32年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　上記⑵の認定において、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）における施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成16年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記のア）からエ）のいずれかの工事（道路本体）を施工した実績を有すること。なお、横断歩道橋及び側道橋の施工については実績と認めない。

ア）橋梁補修工事
イ）橋梁耐震補強工事
ウ）橋梁新設上部工事
エ）橋梁新設下部工事

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。なお、技術資料の提出は、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

令和２年11月から令和７年２月下旬まで

本建設工事の主任技術者又は監理技術者の従事期間が24ヶ月を超えた場合は、当該主任技術者又は監理技術者を次に掲げる１）から５）の基準を満たす技術者に交代させることができる。ただし、主任技術者又は監理技術者を交代させる場合は、あらかじめ次に掲げる１）から５）の基準を満たす技術者であることを示す資料を発注者に提出し、受発注者間の協議により決定することとする。なお、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者または監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障が無いと認められることが必要である。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。